

今帰仁村いじめ問題調査委員会規則

令和7年9月24日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、今帰仁村属機関の設置に関する条例(昭和60年条例第21号)第3条の規定に基づき、今帰仁村いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定による調査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他村長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特定の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、村長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員の担任する特定の事項の調査が終了するまでの間とする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員(議事に關係する臨時委員を含む。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員会が公開しても支障がないと判断することができる事案については、会議の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉・こども課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。